

1. はじめに

1.1 研究の背景

昨今、自主回収を実施する企業の増加により、実施件数が年々増加してきている。食品を例として図 1.1 に示すと、2000 年頃から急激に増加していることがわかる。また、古い電気機器の使用による一酸化中毒事故の発生での自主回収や、ノートパソコンのリチウムイオンバッテリーの発火の恐れによる世界的自主回収（目標数 950 万個）など自主回収の実施の範囲は時間的・空間的にも拡大し複雑化してきている。

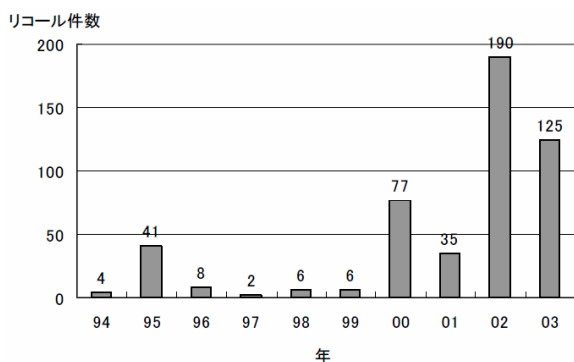


図 1.1 食品のリコール件数の推移

参考：国民生活センター「回収・無償修理等のお知らせ」
出典：製品の安全性確保に向けたリコール法制度、情報開示・報告制度のあり方に関する調査研究身崎成紀

確かに製造業者は安全な製品を提供する義務があるが、時代の影響や法改正などにより、安全の度合いという判断基準は明確なものではないので自主回収は決してなくなることはない。また、総品質の向上を求める上で、自主回収の実施は必要不可欠であるため、なくなってもいけないものである。

しかし、自主回収の実施主体にとって自主回収を実施するという事は、膨大な費用がかかり、売上は減少し、さらには企業（関連企業含）の存続の危機に瀕する虞があるため、自主回収の実施は極力回避させたいのは当然である。

その上、関係者（ステークホルダーズ）それぞれが自主回収の実態についての知識が十分にあるかという疑問点が多く、実際には自主回収の実施をその場の成り行きで判断を下し、現場の段階で問題がうやむやになっている可能性がある。

1.2 研究目的

本研究では、わが国の自主回収の現状から、自主回収実施の責任を負う主体が、自主回収を実施するにあたり、改善したいとする目的のひとつとして、早急に、関係者に誤解させることなく、自主回収を終了させることであると考へた。そのためには、関係者と相互に理解することができる環境づくりと、回収量を減らすことで回収を早急に終了させることが重要であると思う。そこで、相互理解を得るためには、情報の共有と情報のつながりを関係者間で構築することに關し、まず、現在の自主回収における状況について述べ、問題を分類した。そして、食品流通分野を例として、その現状と問題を踏まえ食品流通における自主回収とそれらに關連する問題について対策を整理する。その中から、トレーサビリティの概念を利用し、物流活動においても注目した履歴管理を行うことの提案を行う。

2. 自主回収の現状

2.1 全体的な自主回収の現状

ある製品に不具合が発生したとき、自主回収を実施するかどうか判断しなくてはならない。例えば、人的危害の度合いや多発・拡大の可能性、表示ミスなどの発生要因で分類されたりする。そのような健康被害の拡大を阻止すること以外に、自主回収を行うかどうかの決定の多くには、法律が関係している。

自主回収の定義においては、全製品に対する明確なものはないが、回収に關する法制度上の一般原則としては、消費者基本法第 11 条関係で「安全を害するおそれのある商品の事業者による回収」「安全を害するおそれのある商品・役務に關する情報の収集・提供が列挙事項としてある。

また、法令を基準として、製品を大きく分類すると、医薬品と食品とその他生活用品に分類され、生活用品において自動車やガス製品など危険度の高い製品においては別途法令が制定されている。

製品に不具合が発生し、その不具合に拡大可能性が発見、またはその兆候製品の分類が独特で危険度に応じて法律が定められている。法令と照合すると、次の表 2.1 のように分類される。

表 2.1 自主回収に係る関係法令

一般原則	消費者基本法(旧・消費者保護基本法)(第11条関係)
消費生活用製品	消費生活用製品安全法
電気用品	電気用品安全法
ガス用品	ガス事業法
液化石油ガス器具	液化石油ガスの保安の確保及び取引の最適化に関する法律
有害物質を含有する家庭用品	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
自動車	道路運送車両法
医薬品・医療機器	薬事法
食品	食品安全基本法 及び 食品衛生法

次に表 2.2 を参照にして政府の自主回収への対応について説明すると、自主回収の当該製品に関しては、その特徴別に管轄が分類されており、製剤産業省においては、消費生活製品（食品や医薬品関係以外）やガス石油機器、国土交通省においては自動車の自主回収情報について管理している。しかし、食品においては、その特性から内閣府と厚生労働省、農林水産省のそれぞれに関連しており、縦割り社会のわが国においては、食品の自主回収が複雑になっている原因のひとつとも言える。

表 2.2 政府の自主回収に対する対応

内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 国民生活政策 国民生活審議会 消費者の窓 消費者政策関連会議 リコール等に関する研究会 独立行政法人国民生活センター 回収・無償修理等のお知らせ <ul style="list-style-type: none"> 食品、電化製品、生活用品などの製品の回収・修理情報を掲載
産業省	(消費生活製品、ガス・石油機器) <ul style="list-style-type: none"> 製品安全ガイド 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 消費生活用製品のリコールハンドブック2007
労働省	(医薬品など)(食中毒、添加物その他基準) <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人医薬品医療気総合機構 <ul style="list-style-type: none"> 医薬品や医療機器の回収情報の掲載など
水産省	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人農林水産消費安全技術センター <ul style="list-style-type: none"> リスク情報連絡懇談会 食品事業者が食品の自主回収情報を積極的に開示できる環境づくりに向けた関係者による意見交換
交通省	(自動車) <ul style="list-style-type: none"> 自動車交通局技術案全部審査課リコール対策室

消費生活製品リコールハンドブック 2007 を参考にして、自主回収の実施の流れについて説明すると(図 2.1 参照のこと)

まず、事故の発生または事故の兆候の発見の情報が取引先や消費者の問い合わせなどから届くと、その問題に拡大可能性があるかなどの問題の分析を行い、その企業にとって実施するに足る理由が存在すれば自主回収実施の判断を下す。実際にはこの判断において、個々の企業に責任が委ねられているのが現状で、どこから健康危害が発生するのか、同業他社との判断の違いにどのように対処すべきか、ということに対して対策がとられていないのが現状である。

次に、実際の回収作業の前段階として、自主回収体制の確立と自主回収計画の策定、関係者への周知内容や方法の決定がある。この段階が現在のわが国の状況からして最も重要で、回収要因に関係なく、もし関係者に誤解を招くような対応と受け取られることがあれば信頼が失墜し、倒産すらしかねない。

次に、その準備した通知内容を関係者に周知し、実際の回収作業を行う。ここで回収率が上がるような取組が必要であるが、この回収率がどれくらいになれば終了を判断できるかということも規定がなく、個々の判断に任せられているのが現状である。

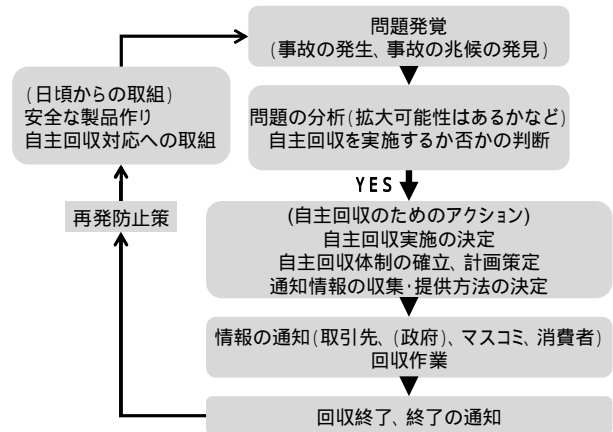


図 2.1 自主回収の実施から終了までの流れ

2.2 食品業界の自主回収について

自主回収は、製品によって様々であるので、近年、食品の自主回収件数が最も多く、食の安全・安心への関心の高まりから、食品業界にしぼることとする。

図 2.1 は食品の自主回収要因別に分類したグラフで、回収要因で多いのは期限表示ミスやアレルギー表示ミスという表示ミスが全体の約 40% を占めており、これは、製造過程で発生する問題である。しかし、その他の品質不良や異物混入、容器・包装不良などは、製造段階だけでなく、流通段階においても発生し得る問題であるので、製造業者だけでなく、流通業者に関しても責任主体となりうる事がわかる。

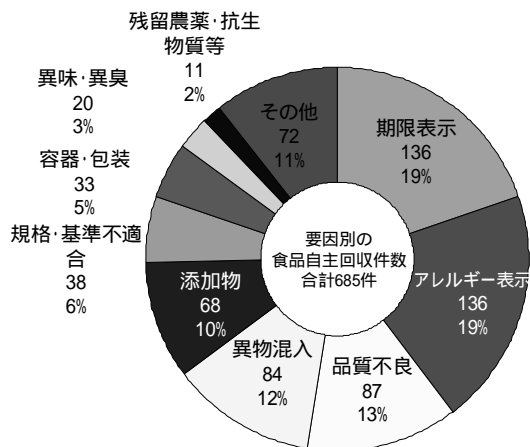


図 2.2 要因別の食品自主回収件数

出典：独立行政法人農林水産消費技術センター（現独立行政法人農林水産消費安全技術センター）

3. 食品のトレーサビリティの取組と現状

3.1 農林水産省での食品のトレーサビリティの取組

自主回収の実際の回収作業を効率的に実施するのにトレーサビリティの概念は有効であると考え、現状として、農林水産省においては平成 15 年 12 月から施行された「牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法」により、牛の個体情報の伝達制度（牛トレーサビリティ制度）によって牛の出生から死亡・とさつまでの個体情報を個体識別番号により一元的に管理するとともに、とさつ・解体処理された以降の牛肉について、消費に至る流通の各段階で個体識別番号等の表示を義務付けられている。しかし、昨今の違反牛肉の自主回収事例からして、全品回収が行われているなど、実際には、消費者の安心への利用が主であるかのように思われる。

3.2 企業での食品のトレーサビリティの取組

ある最終加工食品製造業者では、原材料管理において、二次元バーコードを利用や、工程管理において、製品充填時に賞味期限や充填時間、充填機番号を容器に印字することで製造履歴を詳細に管理している。これによって、その企業から一步川上へ（原料加工業者）と一步川下へ（物流センター）の足跡情報を辿ることが可能となっている。ここで、減量加工業者や物流センターにおいてその企業と同レベルのトレーサビリティが行うことができればよいが、他企業の製品などとの兼ね合いもありサプライチェーン間のトレーサビリティの実施には問題が多い状況にある。

3.3 食品のトレーサビリティの現状と問題

以上のように、食品のトレーサビリティの現状としては、自主回収への利用には有効に利用されているようには思え

ない。

4. 自主回収の問題と整理

4.1 自主回収問題の分類

今回は以下のように問題を分類した。

- 消費者からの回収率が低い
 - グローバル化の影響で空間的範囲の拡大
 - 製造物責任法による時間的範囲の拡大
 - 消費者の危機意識の低さ
- 業務の休止、風評被害などによる販売不振
- 自主回収の実施の判断が難しい
 - 流通業者と製造業者間での判断のずれ
- 自主回収実施通知先の決定判断も難しい
- 流通責任の不明確さによる費用負担責任の所在の曖昧さ
- 製造履歴のみでの回収の実行による不手際
- 回収費用が高い（特に全国紙社告掲載料）
- 早急な問題解決の必要性

1.~2.において、消費者との情報の分断が問題となっている。3.~6.において、サプライチェーン内での情報の分断が考えられる。7.ではマスコミの理解不足、8.は、関係者のネットワークの複雑性から困難になっている問題である。と分類した。

4.2 情報の分断

上記より、関係者間での情報のやり取りに問題があるなどによって、情報が分断されている状況にあることがわかった。よって、関係者間において情報の共有や情報のつながりが必要であると思われる。

5. 情報の共有・つながりを考慮した自主回収の改善策に関する提案

昨今、消費者行政推進会議など、消費者に対して政府は対策を打ち出そうと進められているように見受けられ、消費者に対する安全・安心の必要性については知られるようになってきた。しかし、そもそも自主回収の実施において製品の回収を行う場合に作業の弊害となっていることにおいては成り行きに任せただけが多いと感じた。確かに現場においては臨機応変な対応が必要であると考えられるが、限界があると思う。それに、問題は複雑に関係しているため、消費者対策だけについて対策を立てたとしても根本的な解決につながると思えない。そこで、事業者間の情報のつながりによって解決が可能な問題を考える。

関係者間での情報のつながりを強化することができれば、自主回収の実施において改善がなされるということである。改善したいとする目的のひとつとして、早急に、関係者に誤解させることなく、自主回収を終了さ

せることであると考えたこと、そのためには、関係者と相互に理解することができる環境づくりと、回収量を減らすことで回収を早急に終了させることが重要であると思うと第一章で述べたが「回収を早く切り上げることができれば損害が抑えられる」ためには、関係者間での情報共有とその情報のつながり、そしてそれを実現するためにトレーサビリティの概念により可視化する必要があると考える。

回収率の向上の効率化

- ・ 早急な対応を可能にする
- 関係者への情報の的確で効率的な通知
- 取引先との協力的な体制の整備
- 当該商品の流通状況の把握と的確な回収手段選択
- ・ 回収量の減量
- 当該製品の絞込みが可能なシステム構築

現在の対策と踏まえて、回収率の向上については消費者間の情報の共有について、回収量の減量に関しては事業者間に分類し説明を行う。

5.1 消費者からの回収率の向上のためのポータルサイトの運営

消費者からの回収率の向上については、消費者対策は政府で現在対応が進められている状況にある。

消費者側からの自主回収の情報を授受する方法としては、製品ごとに各企業に問い合わせるか、自主回収情報の整備されている製品に関しては各ポータルサイトを閲覧するなど不便な場合が多い。よって政府において全製品の自主回収情報を取り扱うポータルサイトの設立に向けた取組がなされている最中である。

●ポータルサイト運営

現在、全製品の自主回収情報を取り扱う運営団体がなないため、回収情報を手に入れづらい状況にある。そこで、全製品の自主回収情報を掲載するポータルサイトを設置し、消費者に対してメール通知や、事業者が安価に情報発信なども可能にする。また、インターネット上だけでなく、他のマスメディアとの連携する、などが提案されている。

●消費者に対する情報提供の課題

ポータルサイトの設置の他に抱えている課題としては以下のようなものがある。

- ・ 製品回収情報自体の周知
- ・ 個人への直接的な伝達
(最も効果的な情報提供手段)
- ・ 従来型の伝達方法「新聞社告」の改善
- ・ 時代に合った伝達方法「インターネット」の活用
- ・ 回収率向上につながる伝達内容への改善

5.2 物流活動を含めたトレーサビリティによる自主回収の改善策に関する提案

食品事業者間の物流活動を踏まえたトレーサビリティシス

テムの構築提案(物流活動を含めたトレーサビリティの達成)を行う。

履歴管理において、原材料の農薬散布数や衛生管理などに関する生産・製造履歴と空間・時間的变化などに関する物流履歴に分類する場合、事業者間それぞれにおいて物流履歴の管理が必ずなされているはずである。しかしその管理については内容や利用コードなどにおいても独自の方法で行われている。よって移動中の管理や拠点での管理においてばらつきが生じている。

導入に当たっては、図 6.1 のように物流履歴のみの世界標準コードを製品表示に追加し、現状のコード体系とは別に運営する。そのコードについては標準化されていれば何でもよいと考えるが、サプライチェーン全体で同コードを導入することを目的とするなら、一次元バーコードの追加貼付が最も安価に導入が可能であると考えられる。中小零細企業の存在が大きい食品業界において、RFタグをサプライチェーン全体で導入していくのは難しい状況にあると思う。

別に運営する理由としては、現在コードは個々の企業によってばらばらであり、また導入時期の足並みを揃えるのは難しいと感じたためである。バーコードなので、容量は大きくないため、コード自体は固有管理のみで、データ処理はデータベースで行う。データベースの管理は最終加工企業が運営機関を設立(または既存の機関)が運営し、一元管理するとした。

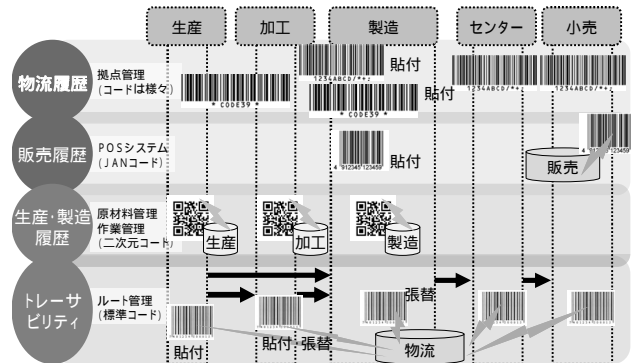


図 5.1 物流管理のコードの標準化と一元データベース管理

6. 結論

自主回収の現状を調査しそこでの問題について述べた。

自主回収での問題を分類し、自主回収の改善において、関係者間の情報の分断が問題であると考え、物流活動を含めたトレーサビリティによる自主回収の改善策に関する提案を行った。